

第4 毎月勤労統計調査の説明

1 調査の概要

(1) 調査の体系

毎月勤労統計調査の体系は、「全国調査（第一種事業所調査、第二種事業所調査）」「地方調査（第一種事業所調査、第二種事業所調査）」及び「特別調査」から成り立っています。第一種事業所調査は常用労働者30人以上、第二種事業所調査は常用労働者5～29人の事業所規模を対象とし、毎月調査を実施しています。なお、特別調査は、常用労働者1～4人の事業所規模を対象とし、年1回（7月分）調査を実施しています。

(2) 調査の目的

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計で、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用についての毎月の変動を明らかにすることを目的としています。この報告書は、東京都における状況を明らかにする「地方調査」結果をとりまとめたものです。

(3) 調査の対象

調査の対象は、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び官営の全事業所の中から、産業及び規模ごとに抽出し、厚生労働大臣が指定した約5,020事業所を対象に調査したものです。

本調査の産業分類は、日本標準産業分類の改定（平成25年10月）に伴い、平成29年1月分から改定後の日本標準産業分類に基づき、(C)鉱業、採石業、砂利採取業、(D)建設業、(E)製造業、(F)電気・ガス・熱供給・水道業、(G)情報通信業、(H)運輸業、郵便業、(I)卸売業、小売業、(J)金融業、保険業、(K)不動産業、物品賃貸業、(L)学術研究、専門・技術サービス業、(M)宿泊業、飲食サービス業、(N)生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、(O)教育、学習支援業、(P)医療、福祉、(Q)複合サービス事業、(R)サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）を大分類としています。

なお、(A)農業、林業、(B)漁業、(S)公務（他に分類されるものを除く）、(T)分類不能の産業は、調査の対象となっておりません。また、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は、調査の対象から除外しています。

(4) 調査の期間と方法

調査の期間は1か月単位、調査期日は毎月末日（又は最終給与締切日前1か月）です。

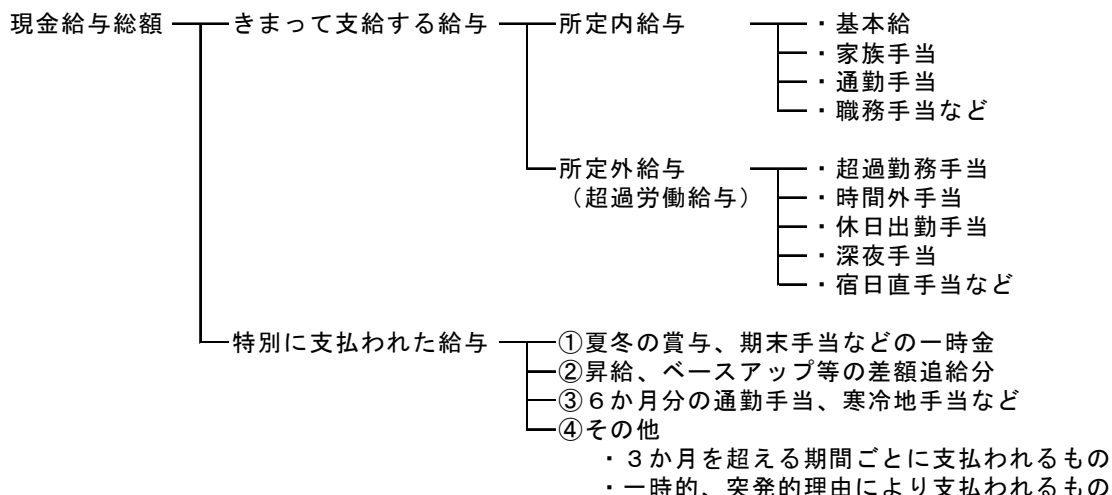
調査方法は、規模30人以上の事業所（第一種事業所）については郵送調査またはインターネットを活用したオンライン調査、規模5～29人の事業所（第二種事業所）は、統計調査員による実地調査またはオンライン調査です。

2 用語の説明

(1) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、支給方法が口座振込みであることを問いません。また、退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれません。

現金給与額の体系



ア 現金給与総額

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額をいいます。

イ きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当等の所定内手当及び超過労働手当等の所定外手当をいいます。

ウ 所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のものをいいます。

エ 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいいます。

オ 特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

- ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ② 昇給、ベースアップ等の差額追給分
- ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分の通勤手当、寒冷地手当など）

④ その他

3か月を超える期間ごとに支払われるもの
一時的、突発的理由により支払われるもの

(2) 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数です。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれ、有給休暇取得分も除かれます。

ア 総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計です。

イ 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことです。

ウ 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことです。

エ 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数です。1時間でも就業すれば1出勤日となります。

(3) 常用労働者

事業所に雇用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、次のいずれかに該当する人を常用労働者といいます。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

常用労働者は、就業形態によって次のように区分されます。

ア 一般労働者

常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいいます。

イ パートタイム労働者

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する者をパートタイム労働者といいます。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

常用労働者数は、母集団推計比率によって算出した推計数です。

(4) 労働異動率

雇用の流動状況を示す指標としての労働異動率は、次の算式によって作成しています。

$$\text{入（離）職率} = \frac{\text{月間の増加（減少）労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

なお、この入職率・離職率は事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入職者・離職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれています。

3 留意事項

(1) 標本抽出方法等

毎月勤労統計調査は、規模30人以上の事業所（第一種事業所）については、事業所母集団データベース等を用いて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為抽出しています。従前は、2～3年に一度、総入替え方式を実施していましたが、平成30年からは、毎年1月に、3分の1ずつを入れ替える部分入替え方式を実施することとなりました。なお、平成30年及び31年においては、抽出方法の移行経過措置として2分の1ずつ入れ替えました。

規模5～29人の事業所（第二種事業所）は、経済センサスの調査区から毎勤調査区を母集団フレームとして設定し、その中から抽出した162調査区について、事業所の名簿を作成して、この名簿から産業別に調査事業所を無作為に抽出するという二段抽出方法によっています。なお、第二種事業所の調査においては、半年ごと（1月及び7月）に54調査区を入れ替え（入れ替えた54調査区を「組」という。）、各組は18か月間継続して調査するローテーション方式により行っています。

(2) 年平均の算出（実数及び指数）

ア 実数

各月の実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出しています。

イ 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しています。

(3) 指数の目的

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成しています。

ア 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

※ 毎月勤労統計では、前年同月比等の増減率は指数に基づき算出されています。

※ 令和6年（1月分確報以降）の前年同月比等については、令和5年1月分から12月分にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値と比較することで算出しています。そのため、指数から算出した場合と一致しません。

イ 実質賃金指数の算式

実質賃金指数を次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数}} \times 100$$

※ 各月の消費者物価指数は、消費者物価指数（東京都区部、持家の帰属家賃を除く総合）です。

ウ 時系列比較の注意事項

常用雇用指数は、経済センサスなどの労働者数推計のベンチマークを更新することにより、指数を遡って改訂されることがありますが、常用労働者数については修正されません。従って、統計数値の時系列比較をする際には、指数を用いてください。前年比及び前年同月比は、指数を用いて算出されています。

$$\text{前年比} = \frac{\text{各年の指数} - \text{前年の指数}}{\text{前年の指数}} \times 100$$

$$\text{前年同月比} = \frac{\text{各月の指数} - \text{前年同月の指数}}{\text{前年同月の指数}} \times 100$$

エ 指数の基準時

現在の指数の基準時は、令和2年（2020年）です。

(4) 指数の改訂

指数は、次の事由により遡って改訂します。

ア 基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）

指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことで、5年ごとに行うものです（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。この基準時更新では、作成している指数の全期間にわたって改訂を行います。ただし、実質賃金指数を除き、増減率は改訂しません。

イ 常用雇用指数の改訂

経済センサス等の労働者数推計のベンチマークを令和6年1月分公表時に更新したことに伴い、常用雇用指数を遡って改訂しました。

ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行いません。そのため、公表されている前年比と実数から計算した前年比は必ずしも一致しませんので、時系列比較をする際には注意してください。また、パートタイム労働者比率、入職率及び離職率は改訂を行いません。

(5) 賞与の表示について

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般にボーナスと呼ばれている給与のことです。夏季賞与の場合は、年報該当年の6月～8月、冬季賞与の場合は、該当年の11月～翌年1月に限定し、それぞれこの3か月分の調査項目の「賞与」をもとに集計しています。

「支給労働者1人平均支給額」は、賞与を支給した事業所における常用労働者1人当たりの平均賞与支給額です。「支給事業所数割合」は、賞与を支給した事業所数を全事業所数で除した値です。「支給労働者数割合」は、賞与を支給した事業所の常用労働者数を全常用労働者数で除した値です。「平均支給月数」は、賞与を支給した事業所における賞与の所定内給与に対する割合を単純平均したものです。

なお、規模5～29人の事業所（第二種事業所）調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるため、賞与の集計対象となるのは、残り3分の2の調査区の事業所です。このため、地方調査では5人以上（及び5～29人）での賞与集計を行っていません。

(6) 指数表のない項目について

実数を用いて前年比などの増減率の算出を行う場合は、比較する時点間の第一種事業所の入替え（抽出替え）や常用雇用指数の更新の有無にご注意ください。（例 第1－1表 男女別現金給与額など）

(2) 第二種事業所調査票

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票

秘

厚生労働省

政府統計

令和 年 月 分

(第二種事業所用)

様式第4号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何か。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

月 日から 月 日まで

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人 (5) 5~29人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人

常用労働者についてお答えください。期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。
事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

※印欄は記入しないでください。

変動状況	5 常用労働者数				6 出勤日数 (休職期間を含めないでください。)	7 実労働時間数 (休憩時間を含めないでください。)	8 現金給与額 (保込み額です。)		9 特別に支払われた給与の総額はいくらか。(金、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与・ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	10 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
	(1) 前調査期間の末日 何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日 何人でしたか。			(1) 前調査期間の末日 何人でしたか。	(2) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。		
1 定界を実施した。	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	時間	時間
2 ベースアップを実施した。	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	時間	時間
3 操業短縮、一時休業を実施した。	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	時間	時間
4 休日・休業日の短縮、一時休業を実施した。	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	時間	時間
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	時間	時間
6 夏休みなど、週以外の休日を増やした。	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	時間	時間

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

うち、パートタイム労働者

10 備考 [本月の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の面接者氏名

調査票作成年月日

年 月 日

統計調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計管理課に提出してください。

この調査票は、統計法に基づき基幹統計を作成するために提出するものです。

この調査の対象となった事業所の方には統計法に基づき雇用の関係があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方への質問を行うことがあります。

提出用

5 毎月勤労統計調査の沿革

西暦	和 暦	調 査 名	調査主体	改 訂 等
1923	大正12年 7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査 賃銀毎月調査	内務省社会局 内閣統計局	北海道ほか22府県における工場及び 東京鉱務署ほか4 鉱務署における鉱山合計510署 29府県の工場、鉱山 調査対象に官公営工場と交通関係事業体を追加
1925	14 4			
1927	昭和 2 1			
1939	14 4	労働統計毎月実施調査	内閣統計局	33府県における工場、鉱山、交通関係事業体約7,200所
1941	16 8	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約4,700所
1944	19 7	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約8,900所
1946	21 12			調査対象に百貨店、銀行、信託業、保健業を追加
1947	22 7			指定統計7号に指定される
1948	23 9		労 働 省	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理 庁統計局）
1950	25 1			毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人 以上に統一
1951	26 4	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	労 働 省	調査を労働省に全面移管 地方調査開始
1952	27 1			調査対象に建設業を追加
1954	29 3			サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」、「そ の他の修理業」及び「医療保健業」）を調査対象に追加
1957	32 7	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査		乙調査と特別調査開始 常用労働者30人以上事業所 約 9,300事業所 常用労働者5～29人事業所 約 10,000事業所、 905調査区 常用労働者30人以上事業所 約 18,500事業所 常用労働者1～4 人事業所 約 10,000事業所、1,810調査区
1971	46 1			サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除 く全体に拡大
1972	47 7			調査対象に沖縄県を追加
1980	55 7	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査		特別調査を拡充 常用労働者30人以上事業所 約 16,700事業所 常用労働者5～29人事業所 約 16,500事業所、1,914調査区 常用労働者30人以上事業所 約 22,000事業所 常用労働者1～29人事業所 約134,000事業所、4,750調査区
1990	平成 2 1	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査 特別調査		甲・乙調査の統合と地方調査の拡充等 常用労働者5人以上事業所 約 33,200事業所、1,914調査区 常用労働者5人以上事業所 約 43,500事業所、2,561調査区 常用労働者1～4 人事業所 約 77,000事業所、4,750調査区
1993	5 1			パートタイム労働者についての給与・労働時間等の調査項目 を新設
1996	8 1	全国調査		一般・パート別の雇用指数を公表
2001	13 1	毎月勤労統計調査	厚生労働省	省庁再編に伴う調査主体名の変更
2002	14 1	全国調査		一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表
2002	14 3			毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始
2005	17 1	全国調査・地方調査		平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開 始（特別調査は平成16年調査から）
2009	21 4			基幹統計に指定される
2010	22 1	全国調査・地方調査		平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開 始（特別調査は平成21年調査から）
2017	29 1	全国調査・地方調査		平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開 始（特別調査は平成29年調査から）
2018	30 1	全国調査・地方調査		第一種事業所の部分入替え方式の導入
2019	31 1			毎月勤労統計における不適切な取扱いを公表
2022	令和 4 1			毎月勤労統計調査の調査系統の適正化

※ 毎月勤労統計調査年報、調査計画等を基に作成